

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会  
新開発食品評価調査会「指定成分等含有食品等との関連が  
疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ」  
(第6回)

日時 令和5年7月3日(月)  
17:00～  
場所 厚生労働省内会議室  
開催形式 オンライン会議・非公開

○内田主査 定刻となりましたので、「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ」を開催いたします。本日は、お忙しい中、御参集いただき、誠にありがとうございます。はじめに、本日の出席状況についてですが、現時点で本ワーキンググループの委員4名中4名、参考人3名中3名の皆様に御出席いただいております。本日のワーキンググループが成立することを御報告いたします。なお、迎参考人より途中退席される旨の御連絡を事前にいただいております。また、本日の会議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益若しくは不利益を与えるおそれがあるため非公開で行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、前回ワーキンググループから委員の変更がございましたので、新たに着任された委員を御紹介いたします。それでは、加藤将夫委員、よろしく願いいたします。

○加藤委員 加藤将夫と申します。金沢大学におります。専門は薬物動態、薬物代謝等をやっております。どうぞ、よろしくお願い致します。

○内田主査 加藤委員ありがとうございます。続きまして、オンライン会議の進め方と資料について説明させていただきます。今回はZoomを活用したオンライン会議となります。円滑な進行のため、次の点について御対応いただきますようお願いいたします。発言者以外はマイクをミュート設定にしてください。発言されたい場合は、Zoom機能で挙手又はメッセージにて意思をお伝えください。挙手又はメッセージを確認しましたら、座長又は事務局より指名いたします。指名された方はミュート設定を解除し、御発言ください。お手数ではありますが、発言の冒頭でお名前をお伝えください。発言が終了しましたら、再びミュート設定にしてください。

次に配布資料の確認をさせていただきます。議事次第を御覧ください。議事次第に配布資料の一覧があります。資料1-1～1-4、参考資料は1～4がございます。御確認ください。また、会議の途中で操作不良等が生じましたら、挙手又はメッセージを活用して事務局へお申し付けください。

ありがとうございます。それでは、以降の進行は〇〇〇にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇〇〇 〇〇〇です。お忙しいところ、皆さんお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。それでは、議題1「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報について」、

議論を始めたいと思います。まず、事務局から資料について説明をお願いいたします。

○一色専門官 事務局、一色です。資料1-1「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報について(報告)」を御覧ください。まずはこちらから御説明させていただきます。1. 制度等の概要については、前回のワーキンググループ以降、特段の変更はありません。本日は、指定成分等含有食品及びその他のいわゆる「健康食品」について、関連が疑われるとして厚生労働省に報告のありました健康被害情報を報告いたします。

本日の主な報告内容は、まず、第5回ワーキンググループで議論した令和4年12月21日に報告された1件のプエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシユを含む指定成分等含有食品についてです。関係自治体より追加情報の報告を受けましたので、その内容について御報告いたします。

次に、指定成分等含有食品との関連が疑われる健康被害情報についてです。令和5年1月1日から4月30日までの期間に22件の報告がありました。

最後は、いわゆる「健康食品」との関連が疑われると報告がなされた健康被害情報についてです。令和5年1月1日から4月30日までの期間で1件の報告がありました。資料1-1については以上です。

続いて、資料1-2について説明いたします。第5回ワーキンググループで議論した事例に関して、〇〇〇の病理検査の結果などの医療機関からの情報や、過去の購入期間など、自治体から提出いただいた追加情報の内容を踏まえて、こちらに示すとおり、赤字部分を追記する形で変更したいと思っています。他のいわゆる健康食品の摂取状況は「なし」、また重篤度は「死亡」、そして備考欄は「摂取者家族からの申告によれば、令和4年1月頃に不正性器出血の症状出現後、同年3月に医療機関を受診し、膣がんの疑い、多臓器への転移の疑いがあると言われていた。同年4月に死亡。医療機関からの情報(自治体からの追加情報)も踏まえると、指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループの見解は、時間的経緯、病理所見等の総合的な情報から、がんの直接原因であった可能性は低いとされている」と、このようにホームページの掲載内容を更新したく考えております。資料1-2については以上です。

続きまして、資料1-3について説明いたします。2ページを御覧ください。指定成分等含有食品との関連が疑われる健康被害情報22件の内訳です。まず月別の報告です。1月に4件、2月に3件、3月に9件、4月に6件の報告がありました。3ページは性別ごとの内訳です。男性が

5 件、女性が 17 件で、女性に多い傾向でした。4 ページは年齢別の内訳です。30 代が 4 件、40 代が 4 件、50 代が 7 件と、30～50 代に多い傾向にありました。

5 ページは主な症状を多い順にまとめた結果です。症状としましては、コレウス・フォルスコリーについては消化器系の症状が多い結果でした。その他の傾向は資料のとおりです。

次の 6 ページは、他のいわゆる「健康食品」の摂取状況についてです。「不明」が 6 件で、「あり」が 10 件、「なし」が 6 件と同程度でした。7 ページは医薬品の摂取状況についてです。こちらは不明が 5 件あったものの、「あり」が 8 件、「なし」が 9 件と、同程度の報告が上がってきています。

続いて、8 ページは重篤度です。今回重篤度については、軽微が 15 件、軽度が 4 件、未回答・不明が 3 件でした。この未回答・不明の 3 件についてですが、いずれも医療機関の受診が不明のため、重篤度を未回答・不明と報告がなされている状況です。資料 3 についての説明は以上です。

最後に資料 1-4 について御説明いたします。資料 1-4 に関しては、いわゆる「健康食品」との関連が疑われる健康被害情報です。こちらは、今回、1 件の報告がありました。概要を御説明いたします。今回報告があった製品は、〇〇〇という製品です。

今回、健康被害を受けたと相談があった事例は、この〇〇〇を摂取した 40 代の女性の方の事例になっています。〇〇〇ということで〇〇〇されており、医療機関にて「薬剤性肝障害」と診断されています。製造者の調査結果では、〇〇〇、〇〇〇とされています。

本件の健康被害事例に関して、先生方からは、〇〇〇には成分として〇〇〇が含まれており、肝機能障害のリスクが知られているということで、事業者には〇〇〇含有量の管理の方法について聞いてみてはどうかということ。また、〇〇〇。医療用医薬品の〇〇〇の 1 日量中の〇〇〇は最大で〇〇〇mg であり、〇〇〇では〇〇〇の濃度は最大で〇〇〇%と規定されているため、〇〇〇の 1 日服用量中の〇〇〇は最大でも〇〇〇mg であること。その一方で、〇〇〇社は〇〇〇を使用しており、1 日摂取目安量の〇〇〇〇〇〇mg 中には〇〇〇が最大で約〇〇〇mg 含まれているため、1 日当たりの摂取目安量が原則として医薬品として用いられる量を超えないように設定することとしています。厚生労働省の平成 17 年の通知に則っていない可能性があること。〇〇〇。こういったことを御意見としていただいております。

また自治体が〇〇〇社への聴取を行ったところ、〇〇〇社からは、

「〇〇〇の「用法・用量」には「通常、成人〇〇〇として1日量〇〇〇～〇〇〇mg(〇〇〇～〇〇〇錠)を1日3回に分けて経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する」と回答がありました。〇〇〇表示上の含有量が多くても、有効成分〇〇〇の含有量が多いとは限りませんが、当社製剤の〇〇〇の1日摂取量の目安は〇〇〇mgであり、医療用医薬品の1日量の範囲内ではあります」という回答をいただいております。また、「肝臓機能が正常な健康な人であれば、摂取しても問題無い量であると考えられるが、〇〇〇の解毒が正常ではない人がまれに存在することも想定されることから、健康被害を減らすための対策として、〇〇〇の〇〇〇含有量が現行より少量の原料を用いることで製品中の〇〇〇含有量を減らすことを検討する予定です」という回答がありました。

これらの先生方の御意見や、事業者からの回答を受けまして、事務局としましては、報告のあった自治体を通じて、摂取者本人及び〇〇〇社に更に追加の聴取を行ってはどうかと考えております。具体的な内容としては、〇〇〇に、医薬品や〇〇〇以外の「健康食品」の併用状況、また〇〇〇を含む食品の摂取状況を伺いたいと思っています。そして、〇〇〇社に、〇〇〇社が把握している当該製品に関する健康被害情報〇〇〇の詳細情報、また医薬品と比較して多くの〇〇〇を含んでいる可能性があることに対する認識、そして、今後の〇〇〇含有量の削減に対する考え方や変更後の具体的な含有量等を伺う予定です。これ以外に更に聴取すべき情報等がありましたら、御意見をいただけますと幸いです。

続いて、資料1-4を御覧ください。本件については、ワーキンググループの先生方に事前にメールで御相談させていただきましたが、現時点で得られている情報に加えて、追加の情報を聴取した上で、再度、御議論をいただくという判断でよろしいでしょうか。追加の情報が得られ次第、再度、報告させていただければと思っております。事務局からの説明は以上です。

〇〇〇

ありがとうございました。今の御報告について、各委員や参考人の先生方から御意見がある場合には、挙手又はメッセージにて意思表示をお願いしたいと思います。

順番に行きますと、資料1-2の、以前から懸案の膣がんの症例ですけれども、こちらについては病理結果が明らかになり、確か以前に〇〇〇から御指摘があった通り扁平上皮がんであったという病理所見が正式に出たということで、そのような内容を盛り込んであります。ただし因果関係に関しては、以前と結論としては変わりません。そのような情報を追加し記載を変更することに関して、何か先生方から御意見等はありま

すでしょうか。大丈夫ですか。情報の追記で結論は変わらないということで、よろしいでしょうか。それではその方向で行かせていただきます。

その他の資料について、いつもどおり件数の報告があり、指定成分に関しては、幸いなことに重症例はなかったとのこと。また、いつもどおり、下痢が多かったということですが、これらについても追加の御質問や御意見等はよろしいでしょうか。以前、議論として、たとえば下痢であっても余りにも頻度が高いのであれば追加で注意を喚起する必要もあるのではないかという議論も出ましたが、件数が多いことは分かるのですが、頻度についてはなかなか正確なものが見つからないところがあるわけです。重篤なものはなかったということで、追加の御意見やコメント、御提案などはございますか。〇〇〇お願いいたします。

〇〇〇 私はこの商品自体を見たことがないので知らないのですが、パッケージには、例えば下痢とかそういうことを起こす可能性があるというように記載されているのですか。それで注意喚起を行われているかどうかというのは、一応確認しておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〇〇〇 一般的に、「何か健康上問題があれば、すぐに摂取を中止し医療機関を受診してください」というようなことは、定型的にはおそらく書かれているかと思うのですが、今御指摘がありましたように、特に下痢が目立つということであれば、そのような旨の記載、たとえば「下痢をはじめとする健康上の何か問題があったような場合は」のような記載はないのでしょうか。事業者の立場からはなかなか踏み込んだことは書いてもらえないのかなとは思いますが。薬の副作用のように起こり得る症状としてこのようなことがあり、見られた際には摂取をおやめくださいみたいな、表示はありますか、事務局いかがでしょうか。

〇今井室長 事務局の今井です。御質問ありがとうございます。指定成分等含有食品につきましては、食品表示基準において、表示すべき事項というのは定められておまして、下痢のような具体的な症状の記載はございませんけれども、先ほど〇〇〇に御指摘いただきましたとおり、体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し、医師に御相談していただくということと、表示されている連絡先に連絡をしてくださいという表示がなされております。

〇〇〇 ありがとうございます。規定上はそうなので、事業者としてはそれ以上のことは余り書きたがらないのが実情ではないかと思えます。余りに目立って問題になるような場合には、このようなワーキンググループからの意見によって、注意喚起を別の形でお願いするようなことにならざ

るを得ないのではないかと思います。

〇〇〇

ありがとうございます。頻度が分からないので、なかなか書きづらいかなどという感じがします。けれども、医薬品であれば、例えばスタチンだったら、患者さんが横紋筋融解症を起こす可能性があるなどと必ず書かれていて、何か症状があったらすぐに中止してくださいというようなことが書いてあるので、どうなのかと思ってお聞きしました。どうもありがとうございます。

〇〇〇

ありがとうございました。極めて重篤な、例えば入院をするような下痢が、今後ある程度の件数で見られた場合は、こちらとしても頻度などの推定をある程度行った上で、そのような注意喚起を厚労省にお願いするということが可能性としてはありますけれども、今の段階ではちょっとまだそこまでは踏み込めないかもしれません。ありがとうございました。その他の先生方からもいかがでしょうか。

特になければ、今日おそらく一番議論が必要なのは最後の〇〇〇の案件で、既にメールで多くの情報やご意見について先生方からいただき、今の事務局からの御説明にもありましたとおり、かなり議論はもう深まっているわけですが、医薬品の含有量を超えているのではないかなという重要なことも含まれております。まず、本ケースの場合は、いろいろな状況から考えて、〇〇〇、完全な証明は難しいですが、状況証拠としてはその疑いが非常に強いということです。

一方、これは混合物でいろいろな成分が含まれていますので、必ずしも〇〇〇が原因だと断定しにくいところもあるわけです。ただ普通に考えて〇〇〇がかなり疑わしいとは感じられます。〇〇〇を含む製品については今までも報告がある程度あって、すでに先生方から御提供いただいたいろいろな情報や先ほどの事務局からのお話によりますと、〇〇〇ことも考えられるわけです。先ほどお話があった〇〇〇の量として、〇〇〇mg が処方薬中の成分量であるのに、本製品中の〇〇〇mg というのはそれを大幅に超えているという指摘に対し、事業者のほうは、〇〇〇という医療薬中の〇〇〇の用量〇〇〇～〇〇〇mg の中には入ってはいるけれども、減量を考える予定だとのことでした。

これを受けて、先ほどのような追加聴取を検討されているということです。追加聴取の項目は先ほどお聞きになったとおりで、特にこの〇〇〇の、今までこれで起こった肝障害の詳しい状況について情報を出していただく。これは至極当然というか、非常に重要なところかと思えます。その前に、御本人に、他の健康食品や〇〇〇が含まれている〇〇〇等との組み合わせ摂取があったかどうか、聴取項目として妥当かと思

います。いかがでしょうか。先生方として、追加の御意見やコメント、あるいはさらにこういうことも聞いておいてはどうかという御意見を含めて、御意見があればよろしく願いいたします。〇〇〇、よろしくお願いいたします。

〇〇〇 意見というよりもちょっと確認で教えてほしかったのですが、一応決まりとして医薬品よりも何分の1のような制限があるのか、同等より以下であればいいのか、先ほど説明していただいたのですが、ちょっとよく分からなかったのです、どちらですか。医薬品より少なければいいのですか。〇〇〇成分についてですが。

〇〇〇 事務局、お願いいたします。

〇今井室長 事務局、今井です。〇〇〇、御指摘ありがとうございます。今、画面に共有させていただいていますが、平成17年に通知が発出されていまして、2の表示事項の(1)1日当たりの摂取目安量。

〇〇〇 超えなければいいのですね。

〇今井室長 はい。原則として、医薬品として用いられる量を超えないように設定することということで周知を図っています。

〇〇〇 では、今回、問題としているのは、超えないか、もしかすると超えている可能性もあるということですね。確かそういうふうに認識しましたが。

〇今井室長 今回は、医療用医薬品ですと、〇〇〇の量になりますが、最大で〇〇〇mg/dayという摂取量が含まれることになっていると推計されます。それに対して、今回〇〇〇社さんの回答資料によりますと、1日当たりの摂取目安量に最大で約〇〇〇mgが含まれているという回答がありました。

〇〇〇 では、ここはもうはっきり言って白黒付けないといけない部分ですね。そうしましたら、そういう認識でよろしいですね。

〇今井室長 今回、追加聴取の際に、事業者の方にはこういった医療用医薬品、また〇〇〇にも〇〇〇を含んでいる製品がありますので、医療用医薬品と〇〇〇に含まれる〇〇〇の量と、そこから算出される〇〇〇の量を情報提供させていただいた上で、どのように考えられるかということをお聴取したいと思っています。

また事業者さんのほうは、〇〇〇含有量を減らすことを検討すると回答の中で述べていらっしゃいますので、具体的に変更した後の〇〇〇含有量なども聴取して、その回答を踏まえて、また検討させていただきたいと思っています。

〇〇〇 分かりました。この点、もう1回確認なのですが、医療用医薬品と〇〇〇〇で、医療用医薬品よりも〇〇〇のほうが多く含まれても、これは構わないのですか。一般的には医療用医薬品のほうが多いというイメージが



あるものですから、そこがもう1つ確認したい点なのです。

○今井室長 事務局です。これは通知でお願いをしているもので、きっちり決まったルールというものがあるわけではありませんので、そこは何か強制力を持ったようなものはありません。

○近藤課長 事務局から補足なのですが、今、先生の御質問で、〇〇〇と医療用医薬品で、含有量は医療用医薬品のほうが多いのではないかという御指摘がありました。一般的に有効成分などでは、医療用医薬品を〇〇〇ということは、恐らくないと思いますが、今回のこの〇〇〇は、有効成分ではなく、管理している成分ということなので、そういった承認上のルールとして、医療用医薬品のほうが多くてもいいなどというようなルールは恐らくないと思います。補足です。

〇〇〇 という認識なのですね。そういうことなのですね、了解しました。

〇〇〇 ありがとうございます。〇〇〇、よろしく願いいたします。

〇〇〇 私は消化器の分野でいいますと、乳酸菌製剤の治療薬がありますが、あれに関しては、私の知る限り、市販されているサプリメントのほうが乳酸菌製剤量として多いというものがあるということを認識しています。

それから、あのような食品との境界が難しいものに関しては、例えばヨーグルトを大量に食べれば、当然、製剤として出ているものの量を超えることはあり得るわけなので、基本的にヨーグルトをこれぐらいしか食べてはいけませんという表示はされていないはずだと思います。ですので、そもそもの医薬品と境界が難しいものに関して、要するにこれも健康食品なわけですから、そのようなものに関して、特に日本で医薬品として出ているかどうかという差異もありますので、線引きが難しい。必ずしも超えてはいけないなどというものではなかったりすることは、十分あり得ると思います。以上です。

〇〇〇 ありがとうございます。事務局、そうしますと、先ほどのものは通達については、乳酸菌製剤の場合は取りすぎても、人によっては便秘するなどはありますが、あまり重篤なことは起きないだろうという共通認識があるわけですが、〇〇〇のような成分だと、多量に摂取すると今回の肝障害のような、薬で言えば副作用のようなものも報告がされているということです。あの通達というのは厚労省からすると、御協力をお願いしたいという感じのお願いベースで、強い指導はできないということなのでしょう。今回は事業者も、医療薬の量の範囲内ですが、検討させてくださいというようなニュアンスですけれども、実のところはあまり強制力はないわけですか。

○今井室長 事務局です。通知ですので、周知を図っていますが、この通知の中でも、

原則として医薬品として用いられる量を超えることがないように設定することという記載になっておりまして、そこは健康被害の程度なども踏まえて、個別に判断していくということが過去に行われていました。

〇〇〇 なるほど、分かりました。そのほか先生方から、御質問や御意見等、〇〇〇、お願いいたします。

〇〇〇 今の点に関連してなのですが、医薬品が2種類あるものの、成分である〇〇〇が何 mg という形で厳密な分量が書かれていないのです。書かれていなくて、〇〇〇に従えばこのぐらいになりますよという計算値は計算できますが、そこはちょっとアバウトなところで、これでいいのかというところは若干あります。ただ、肝障害などが出ている可能性を考えますと、こういう情報を提供するということは必要ではないかと思えますので、妥当だと思います。

今のところに関連しまして、〇〇〇分量に結構幅もありえますので、一番低いところで考えるのか、一番高いところで考えるのかということも、またいろいろ議論があるかと思えます。その辺も実際どうしていくのか、なかなか難しいなと思えます。事務局としてのお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。以上です。

〇〇〇 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。計算値であるということと、そもそも〇〇〇の量からして幅があるということで、例えば先ほどの通達もいろいろな解釈ができるわけですが、医薬品として使われているものの最低量を下回るようお願いしたいというような形の指導になるのか、それとも、医薬品の最大量を超えないような形で設定してほしいというような形にするのか。そのようなことについて、お考えというか、これは解釈の問題になると思いますが、いかがでしょうか。

〇今井室長 事務局です。計算値であるということについては、御指摘のとおりですが、〇〇〇。その中に〇〇〇の規格として、〇〇〇の含有量が〇〇〇から〇〇〇%を含むと規定されているところですので、こういった規格が設定されていますので、これをもとに算出した値ということですので。添付文書を見ますと、成分としては〇〇〇となっておりまして、〇〇〇の含有量の記載がありませんので、企業情報ということで、なかなか正確なところは分かりかねるところもありますが、規格がありますので、これをもとに算出しているものが、ここに示している値です。

〇〇〇社さんのほうで過去、〇〇〇、健康被害情報を受けていらっしゃるということですので、そういった過去の健康被害情報の詳細も聴取したいと思っております。そういった追加の情報や、事業者さんのほうで、医薬品との比較において、どのようにこの製品を考えていかれるか

ということの考え方を聴取して、検討したいと思っています。以上です。

〇〇〇

ありがとうございました。〇〇〇、よろしいでしょうか。

〇〇〇

はい。

〇〇〇

ところで、今、〇〇〇というのは全部〇〇〇社のわけですね。ただし、他の会社は上げてきていないだけという可能性もあるわけで、〇〇〇は結構いろいろな会社の健康食品に入っているわけですかね。〇〇〇社が〇〇〇、多分たくさん売られているので、肝障害の報告も〇〇〇ということが推測されるのでしょうか。例えば、〇〇〇を主なというか売りの成分にしているような、あるいは多く売り上げていると推測される健康食品の会社に、肝障害などの報告やクレームが上がってきていないかというようなことも、念のためにチェックしておく必要はありますか。

〇今井室長

事務局です。ありがとうございます。今回は、保健所からこの〇〇〇社の製品について御報告をいただきまして、〇〇〇社さんに保健所から調査をしていただいたところ、〇〇〇社さんで把握しているものがほかに〇〇〇あったということが分かったという状況です。

この健康被害報告の仕組みは、平成 14 年の通知にのっとして厚生労働省のほうに提供いただいているもので、他社の製品については、〇〇〇と思いますので、今、把握しているものは〇〇〇ということになります。以上です。

〇〇〇

分かりました。インターネット上で「〇〇〇」で検索すると、多くが〇〇〇と挙がってくるので、〇〇〇が一番たくさん売り上げているのかなと想像されるのですが、現状ではそういう形ですか。その〇〇〇の方の起こり方などもまた拝見し、もし他社でいろいろな含有量で売られていたりすれば、これ以下の量であればそういう報告は来っていないなど、参考にはなるような情報が得られる可能性もあるかなと思っています。もっともこれは、売上数や報告を整理する体制なども関係するので、科学的には確固たることはなかなか言いにくいのですが。

あるいは、先ほどの〇〇〇とか〇〇〇を扱っている〇〇〇であれば、副作用の頻度や症状などはしっかり報告を収集整理されている可能性も高いと思いますので、そういうものも参考にしながら議論できるかもしれません。もし可能であれば、そのような情報も集めていただけると我々も議論がしやすくなるかなと思います。ほかに先生方から追加の御意見等がありますか。あるいは今、事務局が示された以上の追加質問等は大丈夫でしょうか。〇〇〇、お願いします。

〇〇〇

すみません、度々。今、〇〇〇がおっしゃったところで、1つは、先生のお話にあった、〇〇〇を売っていて〇〇〇か〇〇〇ですので、頻度と

してはものすごく少ない肝障害ということです。医薬品でもこのような〇〇〇な肝毒性は、時々起こるので、今回のケースのようにすごくたくさん売っている所でしかまだ頻度として起こっていない可能性があると思いました。

ただ一方で、ほかの会社で、もしその医薬品の〇〇〇含量以上のものを出しているとしたら、やはりちょっと危ないところもあるかもしれませんので、もう少し情報を集めた上で、何か注意喚起するなど、そういったところも必要になってくるのかなとちょっと感じました。以上です。

〇〇〇 ありがとうございます。事務局、何か追加はありますか。

〇今井室長 事務局、今井です。御指摘ありがとうございます。事務局でネットで検索する限りは、ほかにも〇〇〇を含んだ製品がネット上で販売されているという事例は確認していますが、今回のこの製品で1日当たりの摂取目安量に〇〇〇が〇〇〇mg含まれるとされているのですが、それを超える製品というのは見当たってはいません。情報を集める必要があるという点については、御意見ありがとうございます。

〇〇〇 ありがとうございます。というような状況であれば、やはり〇〇〇が今、割と成分が多くて、我々としても注視する必要があるということかなと思われま。

よろしいでしょうか。さらに追加の御意見がなければ、ここまでの議論をまとめますと、関係自治体からの追加情報の報告を受けた1件、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシュを含む指定成分等含有食品、そちらについては、医療機関からの追加情報を踏まえて、本ワーキンググループの見解としては、時間的経緯、病理所見等を加えても、総合的な情報から、がんの直接原因であった可能性は低いと考えることとしたいと思います。

次に令和5年の1月1日～4月30日に報告のあった指定成分等含有食品に関して、特に現時点においては、新開発食品評価調査会における更なる検討・審議が必要な健康被害事例等はないと判断をしたということ。それから、その他のいわゆる「健康食品」については、先ほど事務局にお示しいただいた追加の情報の聴取、あるいはもし可能であれば先ほど議論が出たいろいろな情報を集めていただくというふうをお願いをしたいということになりました。そして、この件については追加の情報が得られ次第、また再度御報告をいただきたいと思います。

今後の流れについて、事務局から御説明をお願いいたします。

〇一色専門官 事務局、一色です。今後の流れですが、まず本日の議事概要を近日中に公表したいと思っています。その後、議事録の発言の確認、マスキング

作業を経て、議事録を公表したいと思います。議事概要、議事録については、改めて事務局から先生方にメールでお送りしますので、御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

また事務局としましては、引き続き、現在ワーキンググループで行っています電子メールによる定期報告を継続しつつ、定期的にワーキンググループ会合を開催していきたいと考えています。次回のワーキンググループの日程に関しては、メール等で調整させていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

〇〇〇

よろしいでしょうか。今、御説明がありました今後の流れについて、各委員の先生方からもし御意見がある場合は、挙手又はメッセージにてお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようですので、これにて本日の指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループを終了させていただきたいと思います。お忙しいところ、御参集、誠にありがとうございました。